

セックス・オブジェクトの自然化

吉田, 祐子
九州大学工学研究院附属アジア防災研究センター : 学術研究員

<https://doi.org/10.15017/7348005>

出版情報 : ポリモルフィア. 8, pp.72-81, 2023-03-24. Office for the Promotion of Gender Equality, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



研究ノート

セックス・オブジェクトの自然化

吉田祐子

九州大学工学研究院附属アジア防災研究センター 学術研究員

はじめに

本稿は、日本のセクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラ）訴訟判例のテキスト分析を手がかりにセックス・オブジェクトの概念化を試みる。米国では80年代後半以降特に女性をセックス・オブジェクト化する概念に関する議論が蓄積されているが、日本ではセクハラ行為を議論する文脈においてセックス・オブジェクト概念が未だ定着しておらず、一般にそれに近似する言葉として性的対象という表現が用いられている。筆者は、セックス・オブジェクトと性的対象は異なる概念であることを指摘した上で、セクハラ行為者が抗弁に使うセクハラ行為はコミュニケーションの一環であるとする主張が通用しないことを論じる。他者から性的魅力があるという性的対象化の押し付けがなされることと、セックス・オブジェクト化されることとはどう違うのかについて考察し、これらの概念認識の齟齬がヒューマン・コミュニケーションの破綻を引き起こすことを指摘する。

1. セックス・オブジェクトと性的対象

日本社会では、セクハラ行為が人間の性的自由、自己決定権等の人格権を侵害する行為であること

が公的に認知されて久しい、はずである⁽¹⁾。しかし、セクハラ行為による権利侵害は無くならない。セクハラ訴訟の判例は、セクハラ行為者と被害者との間に圧倒的な認識の齟齬が存在することを明示する。往々にして、セクハラ行為者はセクハラ行為に及んだ理由として他者を性的対象として見なしていたという想定を掲げる⁽²⁾。この文脈でいう性的対象とは、自己が他者に性的魅力を感じることにほぼ同等に用いられる。ところが、他者に性的魅力を感じることに他者をセックス・オブジェクトとして見なすことは同義ではない。

人間をセックス・オブジェクト化すること（sexual objectification）⁽³⁾の意味は、大きく分けて二つの考え方で構成される。一つは、Martha C. Nussbaumの言うところの、人間を文字通りに「他者の目的に叶う単なる手段として扱う行為」“to treat a human being as a mere means to another's ends”（Jütten 2016:5）、人間を実際に「役に立つ用途」“instrumental use”（Jütten 2016:2）のみに矮小化することを指す。もう一つの考え方は、Catharine MacKinnonに代表される説明であり、他者を「性的に使われるもの」であるとする社会的意味“to be sexually used”を女性に「押し付ける」こと“impose”によってその人の「自律性」“autonomy”と「平等な社会的地

位”“equal social standing”を弱体化させ、「主体性」“subjectivity”を否定することを指す（Jütten 2016:2-3,5）。自己の自律性、主体性、平等な社会的地位を覆すセックス・オブジェクト化は、人間が社会的交流を行う公的空間において自己をどれくらい公にさらし、また、どれくらい隠すのかを決める「自己表出」“self-presentation”や自己の「パブリック・イメージ」“public image”の侵害を引き起こす。自己表出が他者の誤認識によって侵害されることは「自己の自律性に対する実存的脅威」“an existential threat to our agency”（Jütten 2016:9）になることを意味するのである。

Timo Jütten は、女性をセックス・オブジェクトと見ることと、女性に対して性的魅力を感じることは同義ではないとして次のように説明する。

大抵の人が時に他の人に対して性的に魅力があると見られたいと思うだろうし、ほとんどの人が時々には性交可能であることを示唆したい。しかしその時私たちはそれ相応に自己表出を選んでいる。（中略）それとは対照的に、セックス・オブジェクトの地位というのは、他者の欲望や態度によって自己のパブリック・イメージが規定される押し付けられた地位なのだ。ここで言うオブジェクトというのは、他者の目から見た自己の意義と価値が他者の利益と価値によって決められることを意味している。（2016:16-17）⁽⁴⁾

日本社会では、他者に性的魅力を感じ他者を性的対象と見なすことを当然とする考え方は、セクハラが社会的に認知されてきたのと相関して言説化されてきた⁽⁵⁾。セクハラと性的魅力の因果関

係論が構築されることにより、セックス・オブジェクトの概念が見落とされることになったのである。この言説流布によってセクハラ行為とは行為者が他者に性的魅力を感じたが故に生じる行き過ぎた性的言動であるという、性道徳⁽⁶⁾の逸脱程度問題であるかのように表象される。そのために、日本でのセクハラ行為の事実認定には性道徳逸脱を判定するための行為態様、回数や程度が議論に上る⁽⁷⁾。しかしセクハラ行為で問題なのは、性的魅力を覚える対象への性道徳逸脱行動の回数や程度にあるのではなく、他者の実存から自律性、主体性、平等な社会的地位を剥奪しセックス・オブジェクトと誤認したまま他者のパブリック・イメージの自己表出を侵害することにあるのである。そして、女性は性的に使用されるものだとする社会的意味を押し付け「女性の自律性を脅かし社会的不平等を再生産する」のである（Jütten 2016:21）。

セクハラ行為者が被害者を「用途化し」、「性的に使用されて当然という社会的意味を押し付けた」例を見てみよう。沼津セクシュアル・ハラスメント事件では、ホテルの会計係に正社員として勤務する女性が、上司の会計課長から夕食に誘われた。被告男性は、原告女性に車内で執拗にキスをする、腰を触る、「モーテルに行こうよ。裸を見せてよ。」「いい勉強になるから入ろう。」と言い、女性のがげしく拒絶すると「けちだなあ、それじゃあ1万円払うから。」と発言した（静岡地判・1990・12・20）。この事件が示しているのは、被告男性が原告女性に裸になりそれを男性に見せることは女性にとっての良い勉強になると断言した上、その行為を金一万円と引き換えてよいと結論づける他者に対する認識である。

京都セクシュアル・ハラスメント事件の場合、診断器開発製造販売会社に正社員として勤務する女性が代表取締役の男性から社長室主任に任命され、会社に隣接する自宅に呼び出されて「君はセックス要員で雇った。社長とセックスするのが君の仕事だ。」と言われた。その後も女性に対して継続して性交渉を要求し続け、女性の胸、尻、太ももなどを触り、後ろから抱きつこうとし、自分からズボンを脱ごうとした。女性が拒否し続けると、男性は「仕事は俺とセックスするのが条件だ。しなかったら、もう良い。」と罵倒し、「寵愛って知ってるか。社長に抱かれてセックスするのが、まずお前の責任や。イヤやったらそれでいい。君にはもうやめてもらう。」と恫喝、「君は仕事できない。君は頭がアホや。どっか行き。」と辞職を迫った（京都地判・2007・4・26）。この被告男性は、原告女性の雇用条件がセックスであり、それを女性が拒絶すると人格を罵倒している。

神奈川セクシュアル・ハラスメント事件の場合、神奈川県厚木市総務部行政管理課文書法制係に常勤職員として雇用された女性が、その係長から課の暑気払いバーベキューパーティの場において、他の男性独身職員に対して「うちにいいのがいるから」と言及され、係長の膝の上に座らせられ、腕を掴み「不倫しよう」と言われ、「色っぽいね」「結婚しろ」「子供を産め」と発言された。さらに係長は女性に対し「言葉のセクハラだけで体のセクハラがないのは、自分に魅力がないからか、我々に理性があるからか、考えろ」と発言した（横浜地判・2004・7・8）。

この被告男性の発言は、女性がセクハラ被害を受ける理由にはまず原告女性に性的魅力があるからとし、次に、被告男性の理性が無くなるからと

する二元論を提示している。しかし、女性の性的魅力と女性のセックス・オブジェクト化は異なる概念なのである。この被告男性のセクハラ行為二元論からは、女性に性的魅力が無く、且つ、男性が理性を保つ限り、セクハラ行為は起こらないことになる。この二元論を暗に下支えするのがセックス・オブジェクト概念であり、被告男性が女性をセックス・オブジェクト化する概念を持ち得ていないのは、この男性が既に女性のセックス・オブジェクト化を「自明視」していること、また、女性をセックス・オブジェクト以外の存在として認知する術を知らないことが推察される。セクハラ行為とは、女性の性的魅力、男性の理性逸脱の有無に原因をみるのではなく、女性をセックス・オブジェクトとして物質化し女性の自己表出と自律性とが職場において公的に脅威にさらされる状況で起こるのである。

2. セクハラ行為はコミュニケーションの一環か

日本ではセクハラ概念が説明される過程において、コミュニケーション論が引き合いに出される⁽⁸⁾。これは、セクハラ行為が発生する原因を「男性と女性のコミュニケーション・ギャップ」問題にみるレトリックに基づいている（日経連出版部1999:21; 21世紀職業財団1993:15）⁽⁹⁾。この論理ではセクハラ行為を防止する手段として、個人の男女コミュニケーション・スキルの向上が推奨される。男女のコミュニケーション・ギャップ解消テクニックの習得によってセクハラ行為は防げると謳われる。ここにセクハラ防止対策としてのコミュニケーション概念が既にジェンダー化され

性差別化されていることが問題視されることはない。

実際にセクハラ訴訟では、セクハラ行為はコミュニケーションの一環であるという抗弁が行為者から展開されることがある。セクハラ行為に内在する圧倒的な認識齟齬は、それが行為者からはコミュニケーションの一環であると主張され、被害者からは不法行為であると主張される点にある。なぜならセクハラ行為がコミュニケーションの一環であったと認識している行為者は、行為対象者を対等な人間として認識しておらず、既にセックス・オブジェクト化しているからである。その認識に基づく関係の築き方には対等なヒューマン・コミュニケーション⁽¹⁰⁾は成立し得ない。ここで、コミュニケーションの一環とは何を目的としているのだろうか。

さいたまセクシュアル・ハラスメント事件では、社員食堂や学校給食業務の委託を受ける株式会社でパート社員として社員食堂の調理場で勤務していた女性が、その調理場のチーフ正社員から、臀部をなでまわす、腕や胸を触る、箸で乳首をつまもうとする、性的関係を強要しようとする行為をされた。原告女性の主張に対し被告男性は、これらの行為は「性的な満足を得るためではなく、被告Bなりの明るい職場雰囲気作りの一環としての単なる冗談」であると主張した（さいたま地判・2009・8・31）。

さらに、セクハラ被害者から苦情申し立てを聞いた職場の上司がセクハラ行為をコミュニケーションであると解釈する事例がある。東京都江戸川区学校法人セクハラ事件では、非常勤事務職員として勤務していた女性が、親睦会の席で同僚職員から右胸を下から上に撫でるように触られた。

また勤務時間中に同僚職員から「もっとその豊かな胸を前に突き出して歩いた方がいい」と笑いながら胸の大きさを話題にされ、男性の使用済み歯間ブラシを洗わせられた。被害者からセクハラ行為の相談を受けた学校長は、被害者に対して行為者の言動を「彼なりのコミュニケーションの一種である」と主張した（東京地判・2017・9・22）。この事例からはセクハラ被害の申し立てを受けた職場の上司がセクハラ行為者の言動はコミュニケーションであると独断し、被害者にその認識を押し付けていることが分かる。

Pierre Bourdieuの理論に照らして考えれば、男性性支配の受容と再生産を目的とするならば、セクハラ行為者にとって女性に対するセクハラ行為はその目的を実現する有効な手法であると解釈することは可能である。他方、法治国家における個人の人格権保障⁽¹¹⁾の観点から考えれば、セクハラ行為は明らかな権利侵害行為となりコミュニケーションの一環にすらなり得ず、自己の認識を他者に押し付ける行為は正に「象徴的暴力」(symbolic violence)の典型と言える。Bourdieuが象徴的暴力を「穏便な暴力、被害者にさえ知覚不能であり不可視である、大抵の場合、コミュニケーションや認知（もつと的確に言えば、誤認）、認識、さらには感情といった純粋に象徴的なチャンネルを介して行使される」(2001:1-2)⁽¹²⁾と説明するように、このコミュニケーション或いは認知は、象徴暴力行為者の誤認である。労働現場で起きるセクハラの場合、女性労働者が男性労働者から男性性支配を目的とするコミュニケーションを企てられるとき、女性はもはや人格権を保障された人間ではなく、単なるセックス・オブジェクトとして手段化され、性的に使われるものという

社会的意味を公的に押し付けられることによって自己表出の機会を失い自律性は侵害される。

3. アセクシュアリティと性的自由

他者から性的魅力があるとして性的対象化されることは当然という認識には誤りがある。なぜならその自然化された性的対象という認識は自己が他者からセックス・オブジェクトとして占有されることによる自己の自律性、主体性、平等な社会的地位に対する実存的脅威を隠蔽し、結果として自己のパブリック・イメージ、性的自由、自己決定権を侵害する不法行為を誘発するからである。個人の性的自由は、その人が働く労働現場という公的・社会的空間においても保障されることが肝要である。公的空間で他者によるジェンダー化されたセクシュアリティ (gendered sexuality) の投影がコミュニケーションの一環として言語化され、行為化されるとき、労働者の性的自由の侵害がセクハラ事件として露見する。

わたしたちが性的に自由であるとは何を意味するのか。アセクシュアリティ (asexuality) は、「他者に対して性的魅力を覚える経験を持たない」 “the absence of sexual attraction to other people” という概念である (Brunning and McKeever 2021:498)。アセクシュアリティ概念は、性的指向の定義とされる特定の生物学的性に帰属する人や根本的にジェンダー化されている性愛経験を行う人に対する性的な指向という考え方からの転換をもたらす可能性を示しており、「個人の性的指向は生物学的性またはジェンダーという優先順位を下げて、その代わりに特徴、振る舞い、状況、個人に対する魅力のパターンに重

点を置く」考え方を提示する “deprioritizing sex and/or gender, and instead focusing on patterns of attraction towards traits, behaviors, situations, or even individuals” (Brunning and McKeever 2021:500-501)。この考え方は人間の性的指向の分類を生物学的性とジェンダーから解放する。

他方、セックス・オブジェクトとは個人のあらゆる属性を無視して個人を他者の利益と価値に叶う単なる性的な物質に一元化し、性的に使用されてよいとする社会的意味を個人の唯一のパブリック・イメージとして押し付ける認識の暴力 “epistemic violence” (Spivak 1994:90) ⁽¹³⁾ である。アセクシュアリティの認知が社会で進むにつれてその不可視性が注目を集める一方、セックス・オブジェクト概念は、自然化される非人間化の暴力を可視化させることを可能にする。自己が性的に自由であること、性的自己決定権を持つ存在であるということは、自分がどのような、また、どの程度のセクシュアリティを保有するのかについての実存的決定を他者に占有されずに自分で決めるということである。自己の性的自由がセクハラ行為によって侵害されるとき人格権の侵害が起こるのは、自分が何者であるのかを規定することができるのは、他者の欲望と態度が規定するセックスやセクシュアリティの押し付けによるのではなく、自分の自己決定権と自己表出だけであるからである。

4. 男性性支配、均等と多様性 — “I wore that dress because I know.” ⁽¹⁴⁾

ここまでの事例に挙げたセクハラ案件が示すように、労働環境が男性性に偏ってジェンダー化さ

れている場合、その空間ではどのような多様性が労働者に開かれているのであろうか⁽¹⁵⁾。セクハラ行為者にとってその行為は権利侵害ではなくコミュニケーションであると認識されるならば、その行為者はいかにして自分の行うコミュニケーションが他者の人格権を侵害することを認知するのであろうか。自他の多様性を尊重するとは、自己と他者が異なる存在であることを認めることであり、異なる存在であることを認めるとは、自己と他者が異なる認識を持つことを理解することである。人間の多様性を尊重するとは、自他の異なる認識を理由に一方が男性性による支配によって他者の異なる認識を支配しても良いと自己正当化することを抑止する力である。

異なる認識を保有する個々人が別個に存在する雑多性を作り出しさえすれば多様性が尊ばれていると解するのは、個人の認識の差異が生み出す集団の力学、即ち集団内部の権力関係を見落とすことになる。たとえ、労働者の多様性が謳われる雇用の場であったとしても、職場での決裁権を持つ意思決定者がどのような性の価値観に基づくパブリック・イメージを受容し再生産するのかが同じ労働環境を共有している他の労働者に与えるプレッシャーや性の権力関係⁽¹⁶⁾を無視することは決して出来ない。労働現場を好例とする公的空間に男性性、女性性、アセクシュアリティといった異なる多様な性の均等という価値創出を社会が認めるとき、その社会は初めて多様であると言える。この新しい価値は、他者のセックス・オブジェクト化や男性性支配受容を再生産するコミュニケーションでは到達し得ない認識である。

おわりに—セクハラ行為が再発し続ける社会

セクハラ行為者が他者をセックス・オブジェクトと見なし他者の権利侵害行為に及ぶとき、両者のコミュニケーションは既に完全に破綻している。なぜならヒューマン・コミュニケーションの成立には相互を対等な人間として見なし互いの認識の差異を認め合うことが不可欠であるからである。一人の人間がもう一人をセックス・オブジェクト化するとき、いかなる性的言動もコミュニケーションとはなり得ず、セクハラ行為が行き過ぎたコミュニケーションの一環だったという弁解は成立しない。にもかかわらず依然として日本の労働環境においてセクハラ行為が横行するのは、日本社会のセックス・オブジェクト概念の不在と他者への性的対象観の自然化に起因することが指摘できるだろう。更に言えば、セクハラ行為が再発し続ける社会には、セックス・オブジェクト概念の視座から雇用における性にに基づく差別とは何を意味するのかを認識し通念化できていないことが問題として存在するのである。

他者を性的対象として見る行為は当然でも自然でもない。他者をセックス・オブジェクトとして非人間化する行為が公にコミュニケーションとして自然化されるとき、セクハラ行為者には他者の性的自由という人格権を想起することは出来ないだろう。セックス・オブジェクトには初めから人格的利益は付与されないからである。そこにあるのは不法行為の加害者と被害者の構図ではなく、権利侵害行為者と非人間化されたオブジェクトの関係性が横たわるのみである。セクハラ行為の根幹的問題は、人格権の侵害を生じさせる行為の違

法性にある以前に、加害行為に及ぶ行為者の内奥に人を人と認識せずにセックス・オブジェクトとして誤認する人間の物質化にこそあるのである。

注

- (1) 日本のセクハラ訴訟で不法行為責任を追求することの是非と限界について角田は長らく指摘している。詳しくは、角田（2020）を参照のこと。本論では、セクハラ行為を民法上の性的自由及び自己決定権侵害の不法行為として訴える判例に焦点を当て、行為者や雇用側からセクハラ行為をコミュニケーションとして捉える抗弁がなされる事象について論じる。
- (2) 性的対象という表現のほかに、セクハラ民事訴訟ではセクハラ行為者の被害者に対する言動の背景や動機に「性的関心」（神奈川セクシュアル・ハラスメント事件・横浜地判・2004・7・8）「性的意図」（名古屋市立大学事件・名古屋地判・2003・1・29）があることが裁判所判断として示されている。
- (3) 日本では“sexual objectification”の訳語としてこれまでに「性的モノ化」「性的物象化」「性的客体化」という表現が当てられてきた（江口2006）。本稿では“sex object”をセックス・オブジェクトと訳すことにより、本来人格権を保持する他者に向けて性的魅力や性的対象観を抱く想定と対極に位置する概念として人格権の保障が剥ぎ取られているセクハラ行為被害者の状態を表すものとしてセックス・オブジェクトと表記する。“sexual objectification”も同様にセックス・オブジェクト化と表記する。
- (4) “Most of us sometimes want to be seen as sexually attractive to others, and most of us sometimes want to signal our availability for sex. But then we choose to self-present accordingly; (．．) In contrast, sex object status is an imposed status because the attitudes and desires of others come to define one’s public image. To be an object in this sense means that one’s meaning and value in the eyes of others is determined by their interests and values, (．．)”（Jütten 2016:16-17）。
- (5) 日本経済団体連合会発行『セクハラ防止人事マニュアル』では、女性に性的魅力を感じることは自然のことであり、その性的対象への欲求を抑制できない者がセクハラ行為者となる説明が述べられている。曰く、「男性が女性に魅力を感じたり関心を持ったりすること自体は自然のことなので、これは「一切、性的な関心の対象としてみるな」という意味ではありません。公的な場では、そうした関心があからさまにならないように言動を抑制するのが常識ある仕事人であるということです。（中略）日本の職場には、会社をひとつの家族のようにみなす考えもあって、この自己抑制を甘くする風土が強く残っています。（中略）このような職場環境の下で公私が混同され、女性を性的な欲求の対象としてみるようなことも生まれてきたといえます。」（1999:59-60）。
- (6) 菊池は、性道德とは「性を「私」的なものとし、職場や大学など「公」的な場からは性をあってはならないものとして排していく価値観・思想」と述べている（菊池2002:72）。
- (7) 日本の裁判官のジェンダー化された「経験則」や「社会通念」の非客観性によって導き出されるセクハラ事実認定の問題性については、松本や角田らによって厳しく指摘されている。詳しくは、角田（2020:43）、松本（2021:239）を参照のこと。
- (8) セクハラ概念を世界に先駆けて確立したアメリカの場合、職場におけるセクハラは「「個人的な性向や趣味」などという問題ではなく、「雇用上の性差別」として公民権法第七編の使用者責任が問題とされる」（水谷2001:59）という社会的認識が浸透しているため、セクハラ訴訟でコミュニケーション問題が議論されることはない。他方で、性差別禁止法が未だ整備されていない日本では、概念が導入された90年代初頭にセクハラは「相手の意に反する性的言動」という社会的認識が広がったことによって、裁判ではセクハラ行為が人格権を侵害する不法行為問題として議論されるため、性道德問題、男女コミュニケーション問題が争われることになる。
- (9) 日経連出版部編『セクハラ防止ガイドブック』は、セクハラは「男性と女性のコミュニケーション・ギャップを取り払うことで解消していくはずです。」と解説している（1999:21）。ま

た、財団法人21世紀職業財団の研究会報告書は、セクハラ行為の要因を次のように説明している。即ち、「男女間のコミュニケーションが不足し、また、その方法が不適切であることが多いという状況が、相手方の意を的確に把握する機会を乏しくするというにつながっており、セクシュアル・ハラスメントの発生を未然に防止することを困難にしているものと思われる。」(1999:15)。経団連出版『「改訂増補」パワハラ・セクハラ・マタハラ相談はこうして話を聴くーこじらせない!職場のハラスメント対処法』では、雇用側のハラスメント対策の事例を紹介する中で、雇用側対応者がハラスメント苦情申立者にハラスメント行為者とのコミュニケーションの促進を説くことを対処例として紹介している。「相手に理解がないから、相手が悪い」と決めつけるのではなく、コミュニケーションを取って、理解してもらえるように自分の希望を伝えていくことも大切です。相談窓口は、コミュニケーションを促進する重要性についても伝えていく必要があります。」(2020:103)。ここに、コミュニケーションというチャネル自体が象徴的暴力性を孕みうるこの理解不足が指摘できるだろう。ハラスメント発生原因を行為者と被害者間のコミュニケーション問題として捉えてきた日本の社会言説が温存していることが垣間見える。

- (10) 角田は、セクハラ行為を不法行為法による損害賠償請求として訴えることの法理上の限界を次のように指摘している。「不法行為法は、加害者と被害者が対等であり、その対等な当事者間での個人としての利益調整のための手段である。(中略)不法行為法は加害者と被害者の間に力関係の差があるハラスメントの場合にも適用してよいのかという根本的疑問が起きる。(中略)そもそも、両者が非対等であったために被害が発生しているのに、その損害額を算出する時に両者が対等であることを前提にはできないはずだ。(中略)加害者は、セクシュアル・ハラスメントの事実の認定が免れないとなったとき、損害賠償額をできるだけ少なくしたいと考え、過失相殺の規定を活用する。被害者に責任・過失があったという事実をあげる。」(2020:40-41)。詳しくは、角田(2020:40-41)、牟田(2019:33)を参照のこと。

- (11) 日本においては、人格権は憲法第13条に基づく権利として保障されている。憲法第13条が保障する個人の人格的利益は次のように説明される。「人は一般に性的自由(性=セックス、セクシュアリティ)に対する支配権、即ち、誰といつどこでどのようにしてセックスをするかという自由であり、性的自己決定権ともいう)、身体的自由(自らの身体に対する支配権、即ち、自己の意思なくして他人に自らの身体を触られない自由)、精神的自由(精神に対する支配権、即ち、自らの意思を他者に支配されない自由)を有して」いる(水谷 2001:267-268)。
- (12) “a gentle violence, imperceptible and invisible even to its victims, exerted for the most part through the purely symbolic channels of communication and cognition, (more precisely, misrecognition), recognition, or even feeling.” (Bourdieu 2001:1-2)
- (13) Spivakは女性としてのサバルタンは耳を傾けられることもなく、彼女の物語が読んでももらえないこともないとして次のように述べる。“The subaltern as female cannot be heard or read” (1994:104).
- (14) Pugh, Florence. “Listen, I knew when I wore that incredible Valentino dress that there was no way there wouldn’t be a commentary on it.” *Instagram*, 11 July 2022, www.instagram.com/p/Cf1ly-aLLtc/
- (15) 英国女優 Florence Pugh は 2022 年 7 月、当時 26 歳にしてローマで開催されたファッション・ブランドバレンチノ秋冬オート・クチュールファッションショー “The Beginning” にモデルとして従事し、シアー素材のチュールガウンを身にまといブラジャーを着用せずに公的空間に登場した。シアー素材から透けて見えた彼女の乳房や乳首に対して SNS 上でボディ・シェイミング (body shaming) と呼ばれる他者の身体的特徴に屈辱を与える凄まじい激怒 (アウトレイジ) が表明された。同月 11 日、彼女は自身のインスタグラム上にショーの写真とステイトメントを掲載し世界に向けて次のように発言した。“What’s been interesting to watch and witness is just how easy it is for men to totally destroy a woman’s body, publicly, proudly, for everyone to see. (. . .) I’ve lived in

my body for a long time. (. . .) It has always been my mission in this industry to say ‘fuck it and fuck that’ whenever anyone expects my body to morph into an opinion of what’s hot or sexually attractive. I wore that dress because I know. (. . .) Grow up. Respect people. Respect bodies. Respect all women. Respect humans.” 「これまで目撃してきて興味深いのは、誰もが見えるように、公的に、誇らしげに、いとも簡単に男性が女性の身体を完全に破壊すること。 (中略) 私は長い間この私の体と生きてきた。(中略) 誰かが私の身体を、何が性的に魅力があり、何が性的に興奮させるかという意見に変形させようと期待する度に「こんなのウザい、あんなのウザい」と発言することは、この産業において常に私の使命だった。私があのドレスを着たのは、私には分かっているから。(中略) 成長して。他人に敬意を払って。体に敬意を払って。全ての女性に敬意を払って。人間に敬意を払って。」彼女は2022年10月に開催されたパリ・ファッション・ウィークの場においても、シースルーのトップとフロア丈のスカートのセットを身につけて登場した。Pughはソーシャルメディアのプラットフォーム上で#fuckingfreethethefuckingnippleというハッシュタグと共に自らの身体を表出する行為を提示してみせる。男性による女性の自己表出の侵害に抗い自らの乳首の解放を説くこのハッシュタグの中に二度fuckingという副詞/形容詞が挿入されていることは、身体が常に労働市場の中心を占めるファッション産業で勤務する女性労働者Pughによる彼女の労働環境下で彼女の身体の一部である乳首が男性性支配によって何が性的に興奮させ、何が性的に魅力があるかを定めるイメージとして変形させられる繰り返しに対する憤りの表出として読み取ることができる。

- (16) 水谷は、労働者が働く職場を「閉ざされた(政治)権力空間」(2012:127)と呼び、「セクハラ行為は、組織における力関係を利用・濫用することを契機として発生するものであり、その背景として組織における「支配」が大きな要素となっているのであり、(中略)行為者の不法行為責任のみならず、組織の責任者、使用者の責任(中略)が問題とされる」と述べている(2012:129)。

引用文献

- Bourdieu, Pierre, 2001, *Masculine Domination*. Trans. Nice, Richard. Stanford: Stanford University Press.
- Brunning, Luke, and Natasha McKeever, 2021, “Asexuality.” *Journal of Applied Philosophy*. Vol. 38, No. 3, pp.497-517.
- 江口聡, 2006, 「性的モノ化と性の倫理学」『現代社会研究』9, pp.135-150.
- Jütten, Timo, 2016, “Sexual Objectification.” *Ethics*, 127:1, pp.27-49.
- 角田由紀子, 2020, 「セクシュアル・ハラスメント被害者の司法的救済の限界」『季刊労働法』268号, pp.38-45.
- 神奈川セクシュアル・ハラスメント事件・横浜地判・2004・7・8
- 菊池夏野, 2002, 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの困難ーホモソーシャルな大学ー」『女性学年報』第23号, pp.71-89.
- 京都セクシュアル・ハラスメント事件・京都地判・2007・4・26
- 東京江戸川区A学校法人事件・東京地判・2017・9・22
- 日経連出版部編, 1999, 『セクハラ防止人事マニュアル』
- , 1999, 『セクハラ防止ガイドブック』
- 松本克美, 2021, 「セクシュアル・ハラスメント被害の法心理」『立命館法学』395号, pp.210-239.
- 水谷秀夫, 2001, 『セクシュアル・ハラスメントの実態と法理ータブーから権利へ』信山社.
- , 2012, 「「セクハラ」を考える視点ー「ジェンダー」「支配」「差別」ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法ー第4巻ジェンダーと法学が切り拓く展望』日本加除出版株式会社, pp.123-133.
- 牟田和恵, 2019, 「働く場の権力構造とセクシュアル・ハラスメントーSHを不可視化させる日本の特性ー」『女性労働研究』63, pp.29-42.
- 野原蓉子, 2020, 『「改訂増補」パワハラ・セクハラ・マタハラ相談はこうして話を聴くーこじらせない!職場のハラスメント対処法』経団連出版.
- 沼津セクシュアル・ハラスメント事件・静岡地判・1990・12・20
- さいたまセクシュアル・ハラスメント事件・さいたま地判・2009・8・31

Spivak, Gayatri Chakravorty, 1994, "Can the Subaltern Speak?" Williams, Patric, and Laura Chrisman, Eds. *Colonial Discourse and Post-colonial Theory*. New York: Columbia University Press, pp.66-111.

財団法人21世紀職業財団, 1993, 「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会報告書」.